

第110回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	<p>承認第3号 淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件 条例改正による課税限度額の人数と税額、5割軽減、2割軽減の人数と軽減額はどうか。</p> <p>議案第38号 淡路市火葬場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件 既存火葬場の廃止に対する、岩屋地区連合町内会の要望について、文書での対応がなされたと聞くが、どのような内容なのか。十分議論した結果なのか。</p> <p>議案第48号 財産の取得の件（教育用タブレット端末等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札が遅れた原因は何か。 2 業者の決定の遅れが、どう影響したのか。 3 再発防止策について、どう考えているのか。

第110回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を 求める者	質問の 要旨
鎌塚 聡	市長	<p>承認第2号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>1 第51条などの減免規定のただし書を加えることについて</p> <p>(1) 申請によらず、職権で減免することになると考えるが、</p> <p>ア どういった場合などの例示</p> <p>イ 恣意的な運用とならないような更なる基準を設けたりするのか。</p> <p>(2) これらの規定は定額減税をすることに伴うものなのか。</p> <p>2 附則第7条の5 定額減税について</p> <p>中小業者の配偶者など白色、青色申告の事業専従者は減税対象者となるのか。</p> <p>3 専決処分日が3月31日の日曜日だったことについて</p> <p>(1) 議会を招集する時間的余裕がないためというが、直ちに招集をかけて臨時議会を開催し、例えば4月中頃に議決をしても6月の定額減税に係る分で市民には影響はないのではないかと(専決処分でなくともいいのではないかと)。</p> <p>(2) 専決処分の作業に掛かった労力(人員)とそれに伴い発生する手当などの費用はどのようなものか。</p> <p>(3) これまでの税条例のような同様の事案で専決処分にたよらないよう、国の決定が早くなるようにするなどの申し入れる考えはないのか。</p> <p>議案第41号 淡路市下水道条例及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 第10条 改正案では責任技術者を選任しなければならないとなっているが、責任技術者が一人しかいない場合でも選任しなければならないのか(複数者から選ばないといけないのか)、選任とは単に任命するという意味か。</p> <p>2 現行の責任技術者を専属させなくてもいいことにするようだが、兼任の場合で同時に2現場以上を行うときに、デジタル技術等によって第10条第2項が誠実に行為されると考えているのか。</p> <p>議案第47号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件</p> <p>1 現行の被保険者証が12月2日から廃止されることによる規約変更だが、なぜ6月議会に提出したのか。</p> <p>2 後期高齢広域連合の構成自治体が一つでも否決すると規約は変わらないという認識でいいか。</p> <p>3 資格確認証の発行は各自治体で行うことになるのか。</p> <p>4 保険証利用登録したマイナンバーカードの所持率と利用率の把握はどのようなものか。</p>